

(資料) 会計年度任用職員の社会保険等の取扱い

1 健康保険・厚生年金

下記の勤務条件に該当する場合、社会保険・厚生年金に加入することとなります。

【加入要件】

区分	適用
勤務時間が常勤職員の4分の3以上の者	加入する
次の全てにあてはまる者 ・週の勤務時間が20時間以上 ・報酬月額が88,000円以上 ・任用期間が1年以上 ・学生でない	加入する
上記以外の者	加入しない

【保険料等】

区分	保険料額の目安
健康保険	報酬から控除される保険料 標準報酬月額×11.52%×1/2（介護保険第2号被保険者に7該当する場合）
厚生年金保険	報酬から控除される保険料 標準報酬月額×18.3%×1/2

2 労災保険

本衛生組合に勤務する会計年度任用職員は、労働者災害補償保険に加入します。

3 雇用保険

本衛生組合に勤務する会計年度任用職員は、雇用保険に加入します。